

# (参考1)

## 第1回東京都子供・子育て会議

日 時： 平成25年10月25日（金） 18:00～20:00

場 所： 都庁第二本庁舎 31階 特別会議室27

< 次 第 >

1 開会

2 東京都挨拶

3 委員紹介

4 会長・副会長の選任

5 子ども・子育て支援新制度と計画策定について

（1）子ども・子育て支援新制度について

（2）東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定について

6 審議事項

（1）東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の対象範囲について

（2）部会の設置について

7 意見交換

8 閉会

## < 配付資料 >

- 資料 1 東京都子供・子育て会議委員名簿
- 資料 2 東京都子供・子育て会議行政側名簿
- 資料 3 東京都子供・子育て会議条例
- 資料 4 子ども・子育て支援新制度について
- 資料 5 東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定
- 資料 6 計画策定スケジュール（案）
- 資料 7 東京都子供・子育て会議における部会の設置について（案）
- 資料 8 東京都の子供・子育て家庭の状況
- 資料 9 東京都の幼児教育・保育の状況
- 資料 10 東京都の保育の状況
- 資料 11 東京都の幼児教育（幼稚園）の状況
- 資料 12 放課後児童クラブ（学童クラブ）の実施状況
- 資料 13 地域子ども・子育て支援事業の実施状況
- 資料 14 特別な支援が必要な子供と家庭

- (参考1) 『東京の子供と家庭』の結果（速報）～平成24年度東京都福祉保健基礎調査～
- (参考2) 都内の保育サービスの状況について
- (参考3) 次世代育成支援東京都行動計画（後期）について

## 東京都子供・子育て会議委員名簿

網野 武博	武藏野大学客員教授
安念 潤司	中央大学法科大学院教授
石橋 悅子	東京都発達障害者支援センター センター長代行
入谷 幸二	東京都私立幼稚園連合会 会長
大谷 隆興	東京都民生児童委員連合会 副会長
小原 聖子	都民
柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部教授
河村 文夫	奥多摩町長
清原 慶子	三鷹市長
岸井 慶子	秋草学園短期大学地域保育学科教授
駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会 理事長
小山 貴好	学校法人常盤学園 理事長
斎藤 和巳	東京都民間保育園協会 会長
榎原 智子	読売新聞東京本社 社会保障部次長
佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
柴崎 正行	大妻女子大学家政学部教授
都賀 香子	都民
成澤 廣修	文京区長
柊澤 章次	東京都社会福祉協議会保育部会 部会長
福井 直美	東京都国公立幼稚園長会 会長
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット 代表理事
間部 彰成	東京商工会議所 理事・産業政策第二部 部長
溝口 義朗	認証保育所ウッディキッズ 施設長
峯岸 道隆	東京都小学校PTA協議会 会長
村上 稔	連合東京 副事務局長(政策局長)

## ○専門委員(臨時委員)

金子 正博	品川区子ども未来事業部長
清水 信行	奥多摩町福祉保健課長
正木 忠明	東京都医師会 理事
宮崎 望	三鷹市子ども政策部 調整担当部長

(五十音順・敬称略)

# 資料2

## 東京都子供・子育て会議行政側名簿

役職	職名	氏名
関係局幹部	福祉保健局理事（少子高齢化対策・特命担当）	藤田裕司
	生活文化局長	小林清
	教育庁次長	直原裕
幹事長	福祉保健局少子社会対策部長	浜佳葉子
(副幹事長)	生活文化局私学部長	武市玲子
(副幹事長)	教育庁地域教育支援部長	前田哲
	福祉保健局企画担当部長	篠原敏幸
	福祉保健局事業推進担当部長	廣瀬豊
幹事	生活文化局総務部長	桃原慎一郎
	教育庁教育政策担当部長	白川敦
	福祉保健局少子社会対策部計画課長	高際みゆき
書記	福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課長	西村修二
	福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長	西尾寿一
	福祉保健局少子社会対策部事業推進担当課長	小竹桃子
	福祉保健局少子社会対策部育成支援課長	栗原博
	福祉保健局少子社会対策部保育支援課長	花本由紀
	生活文化局私学部私学振興課長	山根勉
	生活文化局私学部企画担当課長	佐々木勝広
	生活文化局私学部私学行政課長	臼井建
	生活文化局私学部調整担当課長	高田照之
	教育庁地域教育支援部義務教育課長	小原昌
関係者等	福祉保健局障害者施策推進部計画課長	藤井麻里子
	産業労働局雇用就業部労働環境課長	山田裕之

## ○東京都子供・子育て会議条例

平成二五年六月一四日  
条例第一〇六号

東京都子供・子育て会議条例を公布する。

## 東京都子供・子育て会議条例

## (設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二十五条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都子供・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

## (所掌事項)

第二条 会議は、子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号並びに認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

## (組織)

第三条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

## (委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
ただし、再任を妨げない。

## (臨時委員)

第五条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、知事が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

## (会長及び副会長)

第六条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は二人とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (議事)

第七条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第八条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会における審議の経過及び結果を会議に報告する。

- 5 部会長に事故があるときは、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その議決により部会の議決をもって会議の議決とすることができます。
- 7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第九条 会議に幹事十人以内を置き、うち一人を幹事長とする。

- 2 幹事長及び幹事は、知事が任命する。
- 3 幹事長及び幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(書記)

第十条 会議に書記を置く。

- 2 書記は、知事が任命する。
- 3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第十一條 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定(認定こども園法に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「認定こども園法改正法」という。)の施行の日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

- 2 会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法(以下「新認定こども園法」という。)第二十五条の規定によりその権限に属させられる事項(新認定こども園法第十七条第三項の規定に係るものに限る。)について調査審議することができる。

# 子ども・子育て支援新制度について

## 子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状  
・独身男女の9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足  
・家族関係社会支出の対GDP比が低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小さい壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働率）
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

**質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供**

**保育の量的拡大・確実化、保育の質的改善**  
・待機児童の解消  
・地域の保育を支援  
・教育・保育の質的改善

**地域の子ども・子育て支援の充実**

## 子ども・子育て関連3法

※平成24年3月、消費税軽減法等とともに国会に法律提出  
民自公3党による修正協議を経て、8月に可決・成立

- ◆**3法の趣旨**  
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進  
(対象年齢は、放課後児童クラブ(小学生)を除き、概ね就学前の子供(0～5歳))

- ◆**主なポイント**  
○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- 認定こども園制度の改善  
・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

- 基礎自治体（区市町村）が実施主体

・区市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施  
・都道府県は、実施主体である区市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から支援計画を策定

- 社会全体による費用負担

・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

- 子ども・子育て会議の設置

・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（区市町村等における設置は努力義務）

## 給付・事業の全体像

### 子ども・子育て支援給付

#### 施設型給付（都道府県認可）

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

※私立保育所については、現行どおり、区市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の軽減も区市町村が行つ  
※新制度への移行を希望しない幼稚園には私学助成を継続

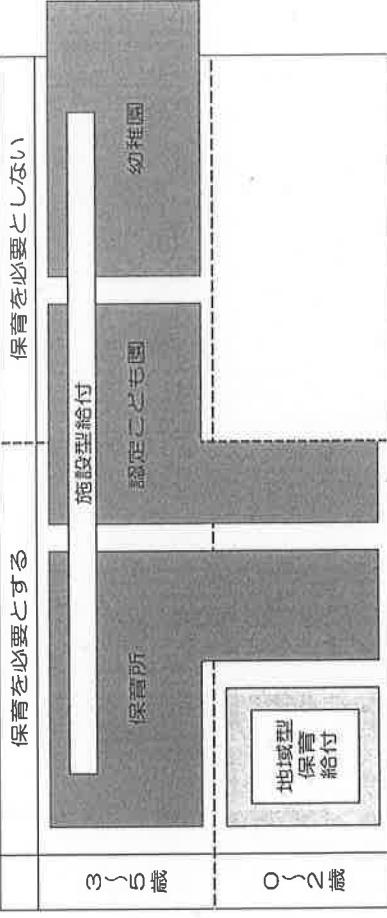
#### 地域型保育給付（区市町村認可）

- ・小規模保育（利用定員6人以上以下）
- ・家庭的保育（利用定員5人以下）
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

※施設型給付、地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

#### 児童手当

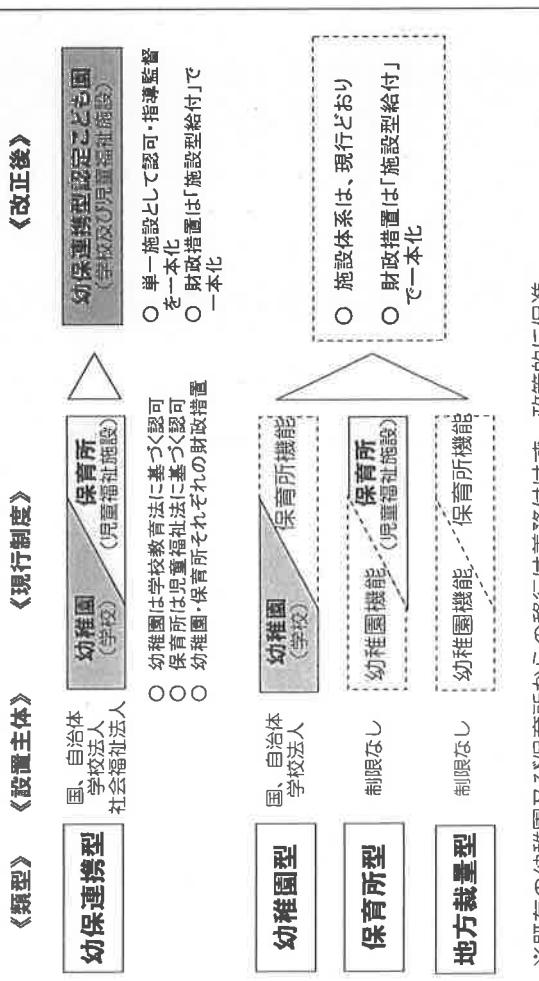
- ①利用者支援（新規）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③一時預かり
- ④乳児家庭全戸訪問事業等
- ⑤養育支援訪問事業等
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦子育て短期支援事業
- ⑧延長保育事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩放課後児童クラブ（学童クラブ）
- ⑪妊娠健診
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）



#### 【保育の必要性の認定区分と利用するサービス】

：3～5歳、幼稚園の学校教育のみ（「1号認定」） → 幼稚園、認定こども園  
：3～5歳、保育の必要性あり（「2号認定」） → 保育所、認定こども園  
：0～2歳、保育の必要性あり（「3号認定」） → 地域型保育、保育所、認定こども園

## 認定こども園制度の改善



## 保育を必要とする場合の利用手続き

### ◆保育の必要性の認定

- ・国が定める認定基準に基づき、区市町村が保育の必要性を認定し、認定証を交付
- ・認定事由  
　　・就労及び就労以外の事由  
　　・求職活動等
- ・認定区分  
　　・長時間利用及び短時間利用の2区分
- ・優先利用  
　　・ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども

### ◆区市町村による入所調整

- ・保育所での保育は、区市町村が保育の実施義務を担う（現行どおり）
- ・区市町村は保育所のほか、認定こども園、家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講じる
- ・当面の間、保育を必要とする子どもたちの全ての施設・事業の利用について、区市町村が利用の調整を行う

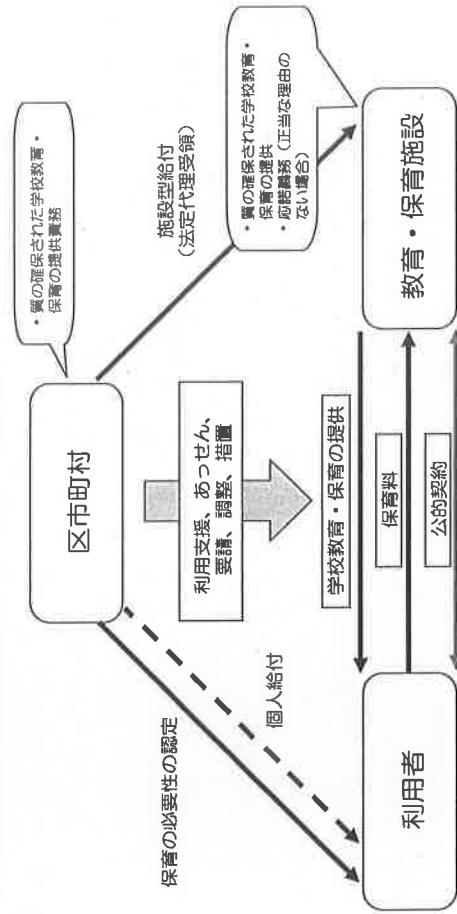
### ◆利用者負担

- ・現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める
- ・実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める区市町村が実施する利用者負担の軽減措置は、各自治体の判断により継続可能

## 保育に関する認可制度の改善

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、原則認可するものとする。
  - その際、都道府県は、実施主体である区市町村との整合性を確保する。
  - 区市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認する。
  - 区市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
  - 認可を行つた区市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

## 新制度における利用手続きのイメージ



# 東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定

## 計画策定のポイント

### ■ 幼児教育・保育にまだがる初めての計画

- ・幼児教育・保育に関する都のスタンス
- ・教育・保育施設の定数及び設置時期
- ・認定こども園の普及
- ・保育園からの移行支援
- ・保育士の運営等

### ■ 需給ギャップ（待機児童）解消の目標年次を設定

- ・潜在ニーズを含む保育の利用意向の把握  
(参考)後期計画策定期のニーズ量は就学前児童の4.4%  
平成25年4月時点の保育利用率は3.6%
- ・国は「待機児童解消加速化プラン」で、平成29年度未までに待機児童を解消することを目標

### ■ サービスの質に関する保護者ニーズへの対応

- ・幼児教育、保育の質的改善
- ・保育士等の人事確保・資質の向上 等

## 東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）（案）

【計画の性格】主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育てに関する総合計画

【計画期間】平成27年度～31年度（5年間）

【検討組織】東京都子供・子育て施策推進本部（府内検討会議）

### 【計画内容】（必須記載事項）

- 区域の設定
- 各年度における幼児教育・保育の量の見込み、確保方策
- 幼児教育・保育の一貫的提供及び推進体制
- 保育士等の人事確保・資質の向上
- 専門的な知識・技術を要する施設の実施と区市町村との連携（児童虐待対策、社会的養護、障害児施策）
- （任意記載事項）
- 区市町村の区域を超えた広域調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 職業生活と家庭生活との両立に関する施策との連携
- （任意記載事項）
- 医療、雇用、子育て環境（住宅・教育・地域）など

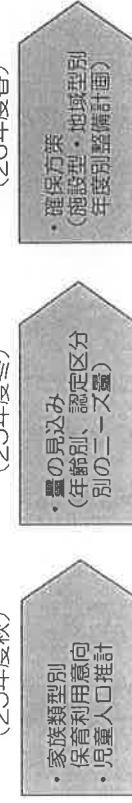
## 現在の取組と今後の予定

### ■ 「新制度施行に向けた都・区市町村連絡会議」を設置して検討開始

- ・ニーズ調査に関する留意点の検討、周知
- ・需給ギャップ解消の目標年次、整備目標等に関する意見交換
- ・需給型給付と地域型保育のバランス、幼稚園の需給バランス、区域設定等
- ・施設型保育（小規模保育等）の認可基準に関する意見交換
- ・地域型保育（小規模保育等）の認証登録所のあり方検討
- ・新制度施行後の認証登録所のあり方検討

### ■ 事業計画に関する各区市町村との個別協議・調整

- ・第1ステップ（25年度秋）
- ・第2ステップ（25年度冬）
- ・第3ステップ（26年度春）
- ・第4ステップ（26年度夏）



【計画の性格】主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育てに関する総合計画

【計画期間】平成27年度～31年度（5年間）

【検討組織】東京都子供・子育て施策推進本部（府内検討会議）

### 【計画内容】（必須記載事項）

- 区域の設定
- 各年度における幼児教育・保育の量の見込み、確保方策
- 幼児教育・保育の一貫的提供及び推進体制
- 保育士等の人事確保・資質の向上
- 専門的な知識・技術を要する施設の実施と区市町村との連携（児童虐待対策、社会的養護、障害児施策）
- （任意記載事項）
- 区市町村の区域を超えた広域調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 職業生活と家庭生活との両立に関する施策との連携
- （任意記載事項）
- 医療、雇用、子育て環境（住宅・教育・地域）など

## 全庁計画との整合性

## 他の法定計画との調和 または一體的策定

東京都ひとり親家庭 自立支援計画  
(第3期) 平成27～31年度  
※外部委員会を含む検討委員会を設置して検討

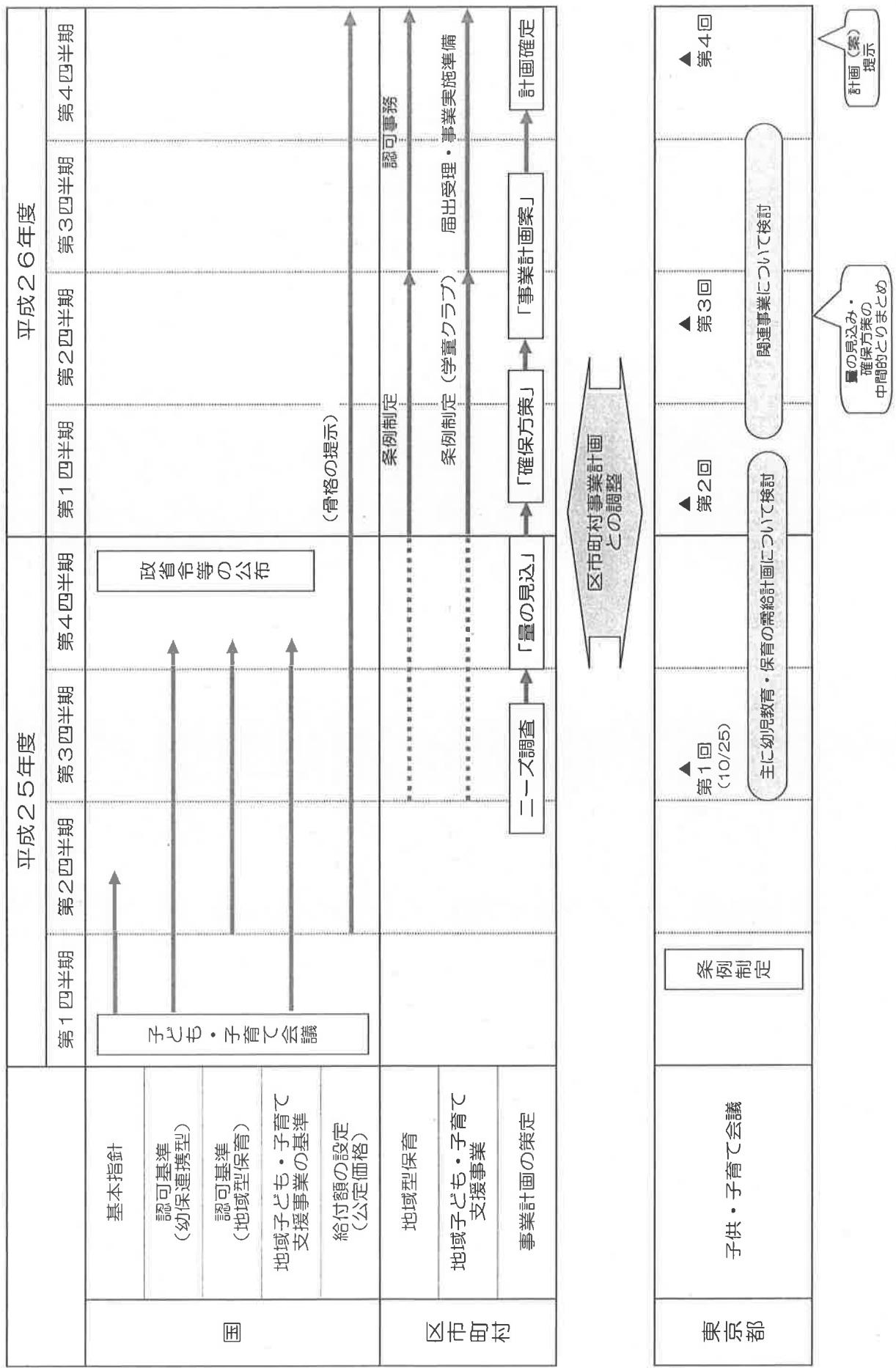
新たな長期ビジョン（仮称）  
(2023年における東京の将来像)

（家庭的養護）都道府県推進計画  
平成27～41年度（前期：27～31年度）  
※児童福祉審議会専門部会での検討を踏まえて策定

東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画  
平成27～29年度  
※東京都障害者施策推進協議会で審議

構造的福祉プロジェクトチーム  
<少子化対策検討チーム>

## 計画策定スケジュール（平成25～26年度）



東京都子供・子育て会議における部会の設置について（案）

◆東京都子供・子育て会議の所掌事項（条例第2条）>

(1) 東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定又は変更に関する意見聴取  
【根拠法令：子ども・子育て支援法第77第4項第1号】

(2) 東京都における子供・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する  
必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議  
【根拠法令：子ども・子育て支援法第77第4項第1号】

(3) 幼保連携型認定こども園の認可、事業停止命令、認可の取消しに関する意見  
聴取  
【根拠法令：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
第17条第3項、第21条第2項、第22条第2項】

◆ 部会の設置（条例第8条）

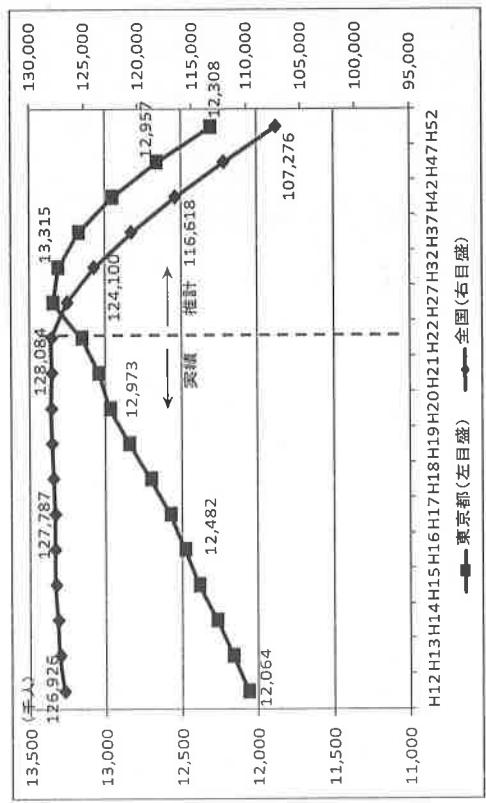
○上記の所掌事項（1）及び（2）について調査審議するため、  
「計画策定・推進部会」を設置する。

○上記の所掌事項（3）について調査審議するため、  
「幼保連携型認定こども園部会」を設置する。

# 東京都の子供・子育て家庭の状況（1）

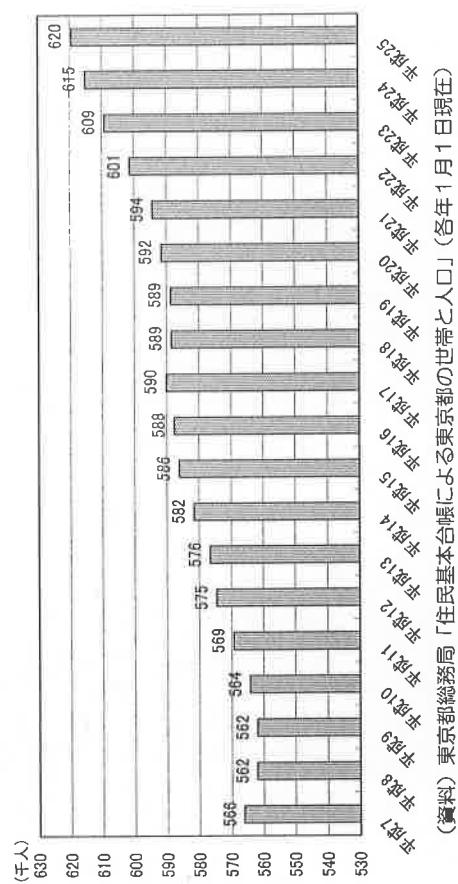
## 1. 人口の状況

【図表1】 総人口（全国・東京都）



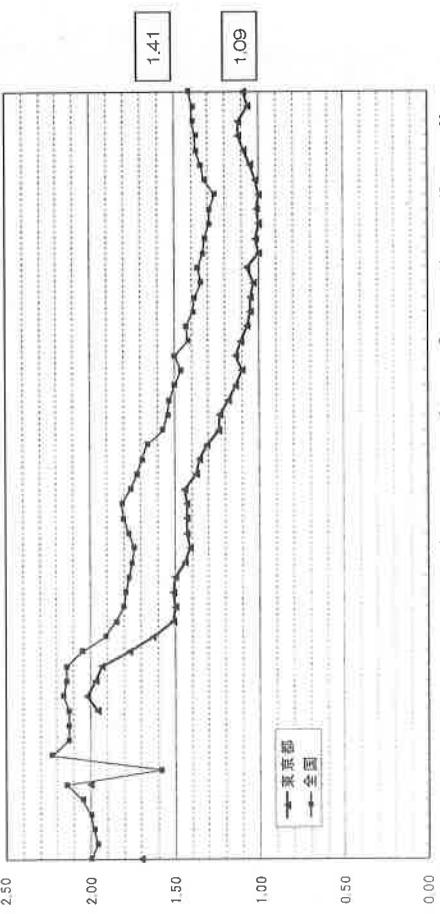
## 2. 就学前児童人口の推移

【図表3】 就学前児童数（0～5歳）（東京都）

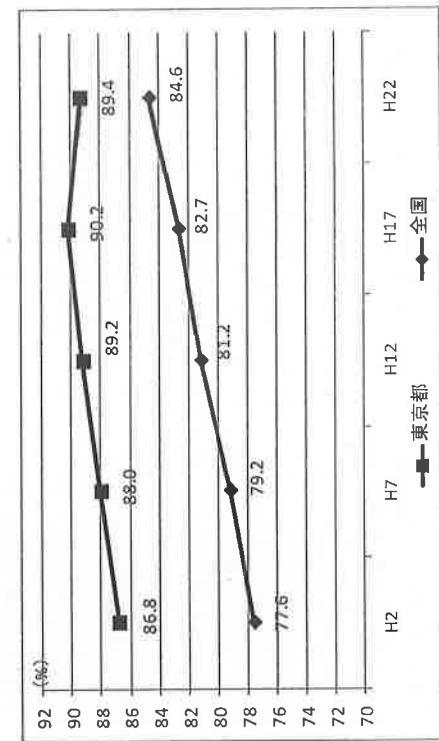


## 3. 世帯の状況

【図表4】 親族世帯に占める核家族の割合（全国・東京都）



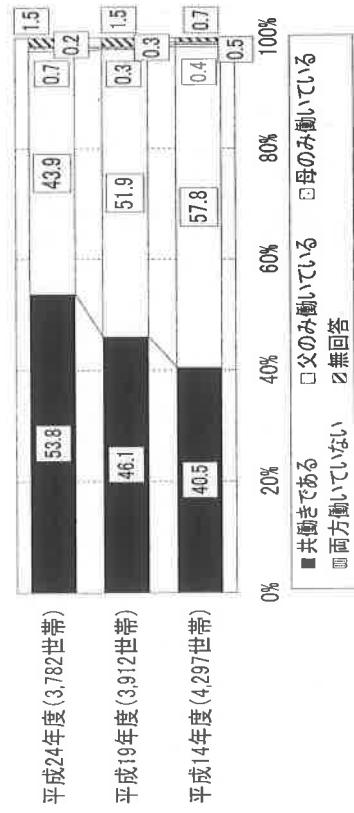
【図表2】 合計特殊出生率の推移（全国・東京都）



# 東京都の子供・子育て家庭の状況（2）

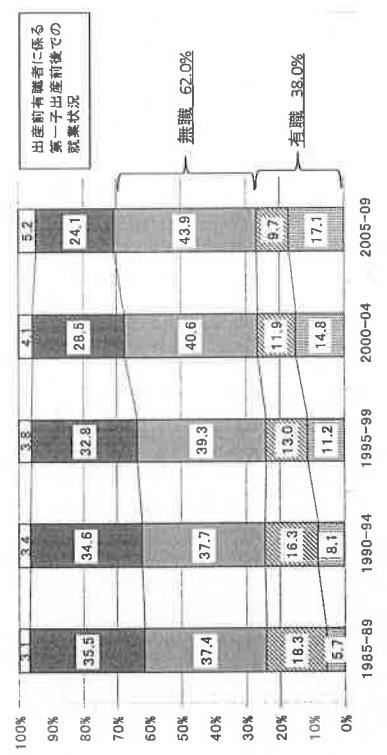
## 4. 女性の就労継続

【図表5】 共働きの状況（東京都）



（資料）「東京都福祉保健基礎調査」

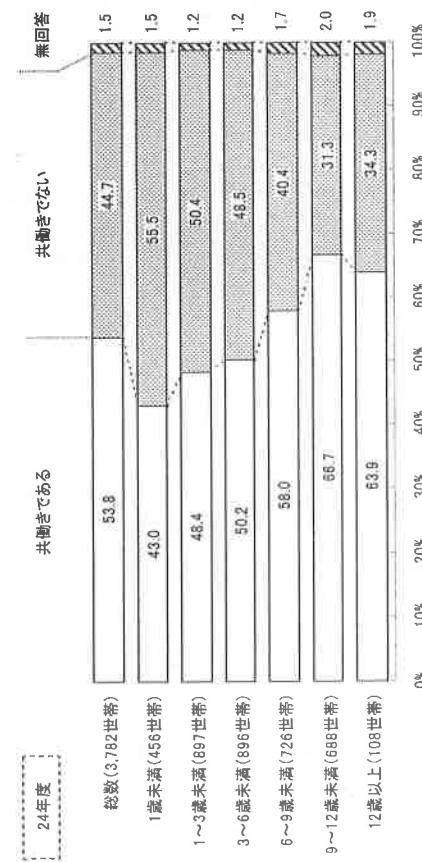
【図表7】 第1子出産前後の妻の就業経歴



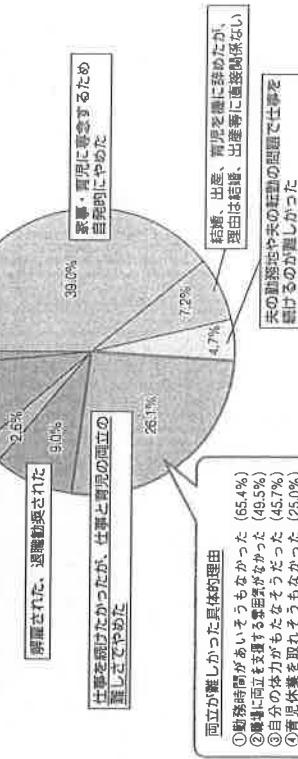
■就業継続(育児休業利用)  
■就業継続(育児休業なし)  
□出産退職

（資料）国立社会保障・人口問題研究所  
「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2011年）

【図表6】 共働きの状況－1番下の子供の年齢別（東京都）



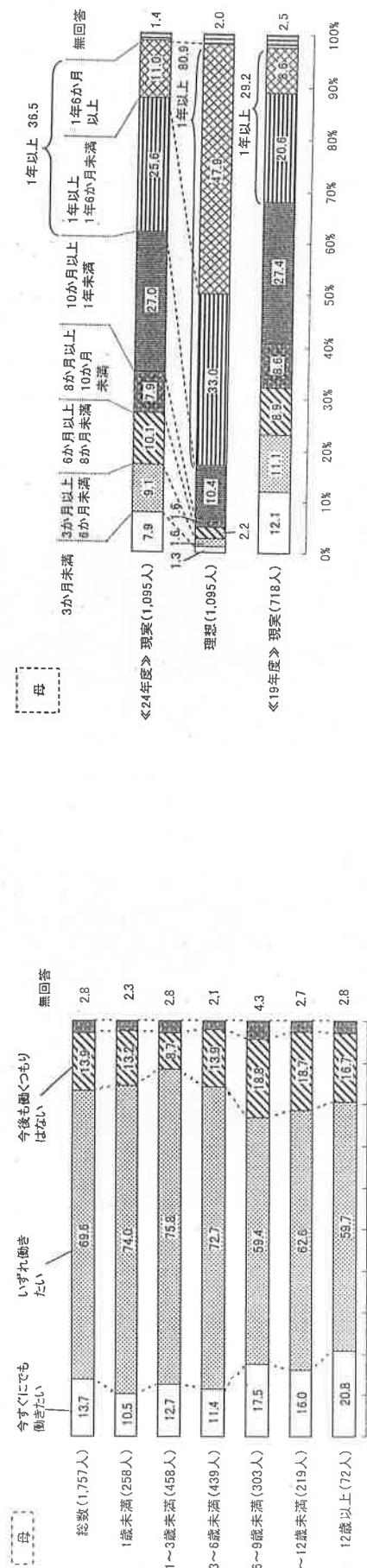
（資料）「東京都福祉保健基礎調査」



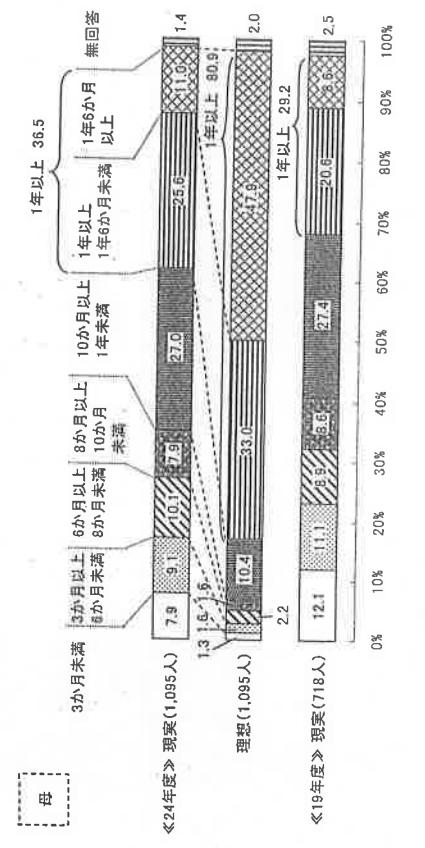
（資料）三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「両立支援に関する総合的検討研究」（厚生労働省委託）（2008年）

# 東京都の子供・子育て家庭の状況（3）

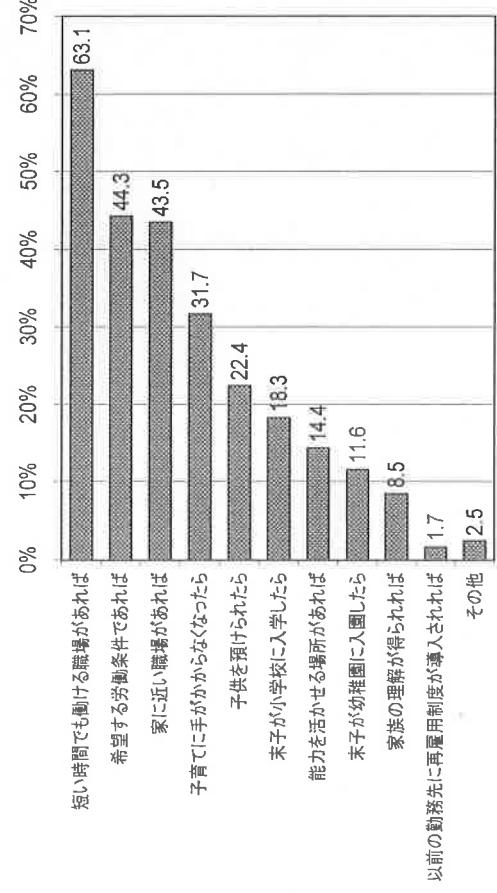
【図表9】今後の就労希望—1番下の子供の年齢別（東京都）



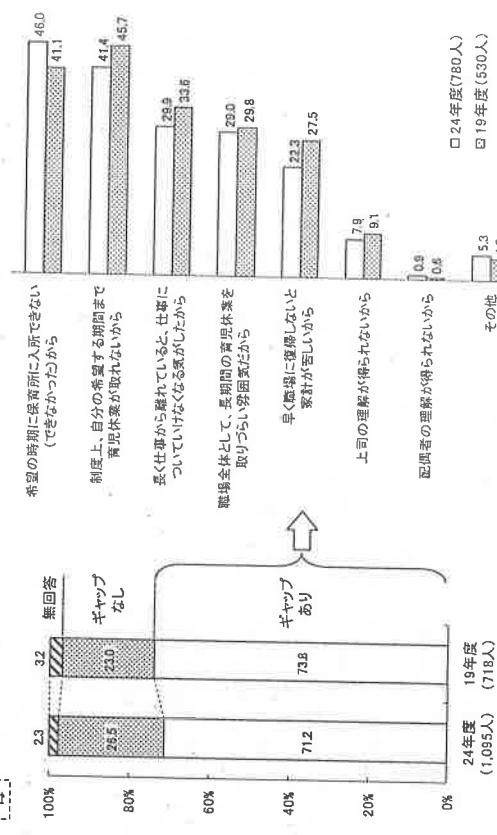
【図表11】育児休業の取得期間（理想と現実）（東京都）



【図表10】今後働くための条件（母親）（東京都：平成24年度）



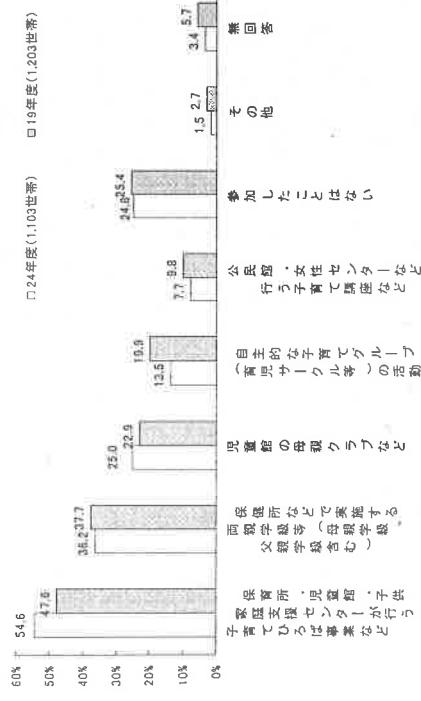
【図表12】育児休業の取得期間の理想と現実のギャップ（東京都）



## 東京都の子供・子育て家庭の状況 (4)

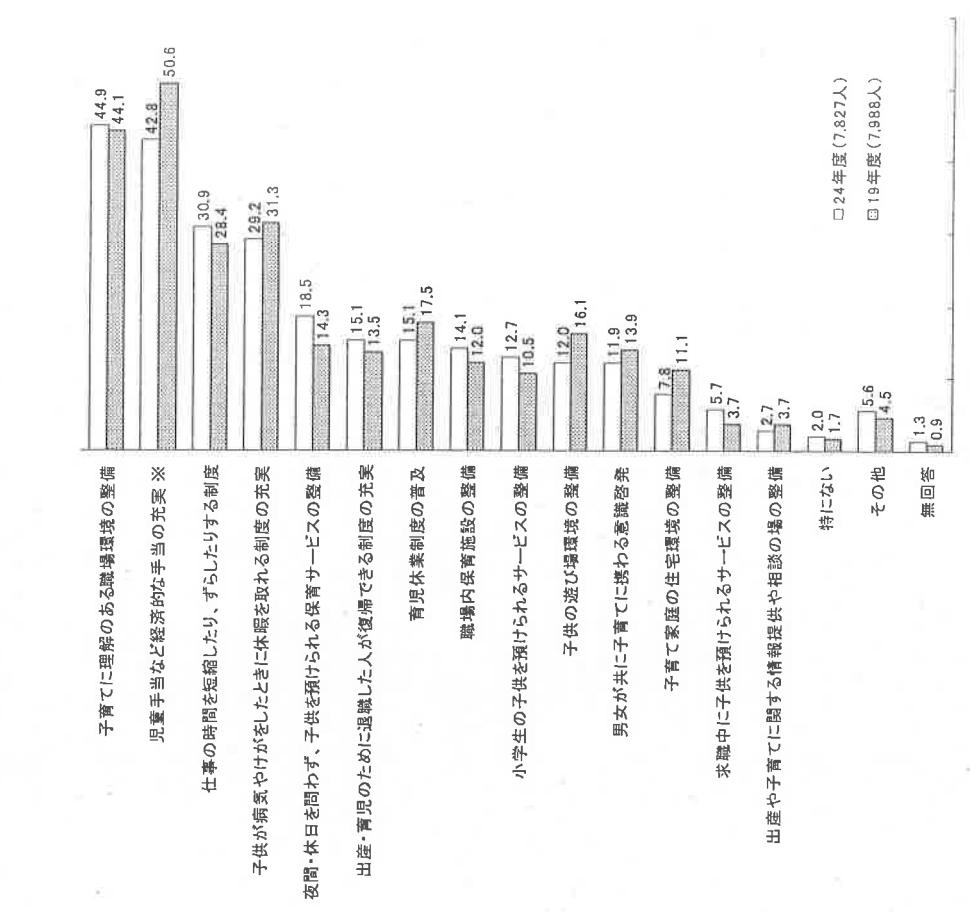
## 5. 子育て世帯の状況と意識

【図表13】子育てサービスの参加状況（東京都）



(資料)「東京都福祉保健基礎調査」

【図表15】出産や子育てをしやすくするために必要なもの  
複数回答(東京都)



(注) 19年度調査では、※は「章題」担当が「経済的」の担当の差異に付いて

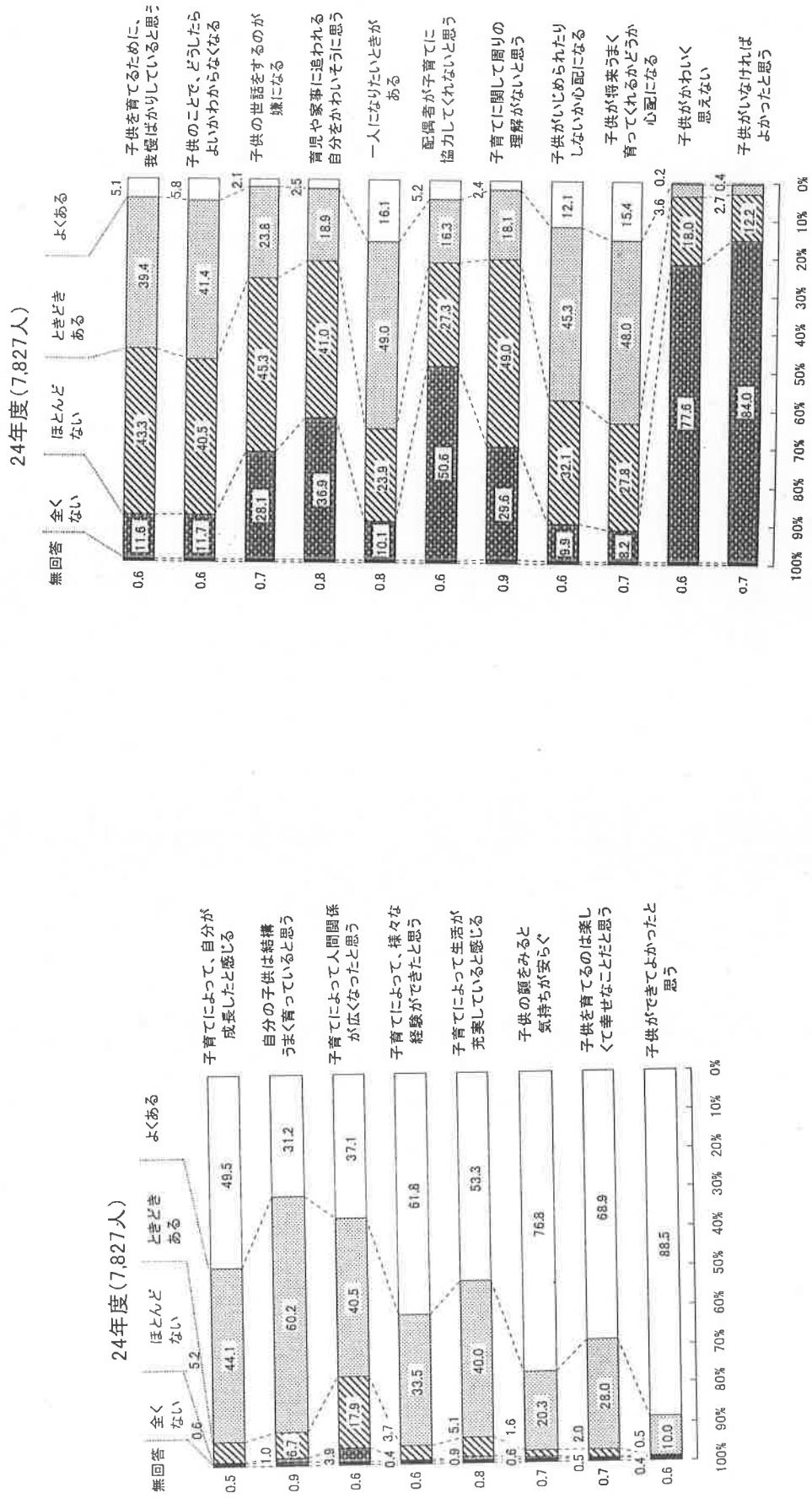
【図表14】 地域の中での子供を通じたおつきあい

		子供の年齢別		
		0歳	1歳	2歳
	全体			
子供を預けられる人	1人もいない	58.7	61.5	57.4
	1人はいる	18.7	17.2	18.8
	2人くらいはいる	15.3	15.0	15.5
	3人以上いる	6.3	5.4	7.2
	無答不明	1.0	0.9	1.1
	1人もいない	21.9	27.5	18.1
子供のことと気にして、声をかけてくれる人	1人もいる	14.2	13.3	15.5
	2人くらいはいる	20.1	20.6	20.8
	3人以上いる	42.8	37.8	44.2
	無答不明	1.0	0.7	1.4
	1人もいない	27.6	29.7	26.6
	1人はいる	17.2	16.7	16.0
子育ての悩みを相談できる人	2人くらいはいる	19.8	19.6	19.0
	3人以上いる	34.6	33.4	37.5
	無答不明	0.8	0.6	0.9
	1人もいない	34.3	44.0	28.5
	1人はいる	14.9	14.1	15.5
	2人くらいはいる	18.1	17.9	18.1
子供同士を遊ばせながら、立ち話をする程度の人	3人以上いる	31.9	23.3	37.0
	無答不明	0.8	0.7	0.9

(資料) ベニツヤ教養総合研究所「第2回 妊婦出産子育て基本調査報告書

# 東京都の子供・子育て家庭の状況（5）

【図表16】子育てをしていて日ごろ感じること一覇担に感じるここと（東京都）



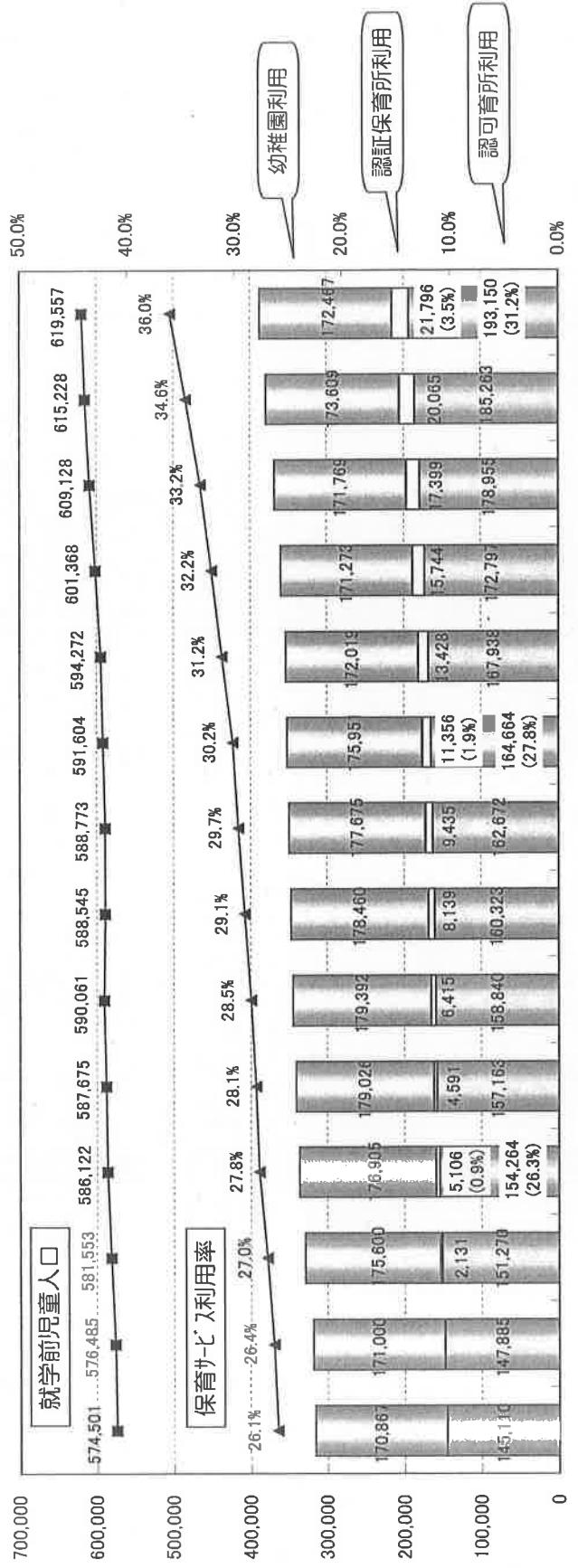
(資料)「東京都福祉保健基礎調査」

(資料)「東京都福祉保健基礎調査」

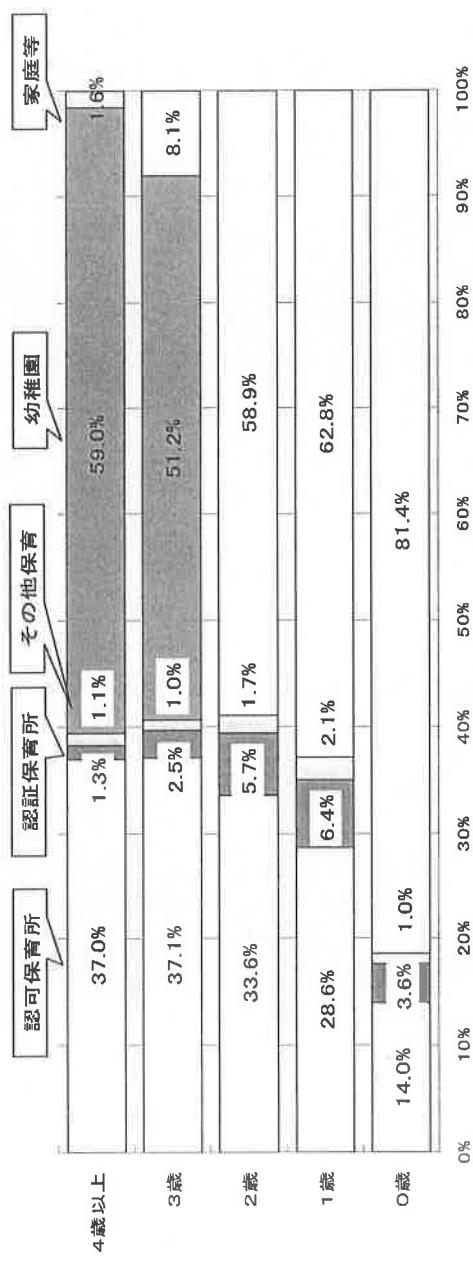
# 東京都の幼児教育・保育の状況

(人)

【図表1】教育・保育施設等の利用状況の推移(東京都)



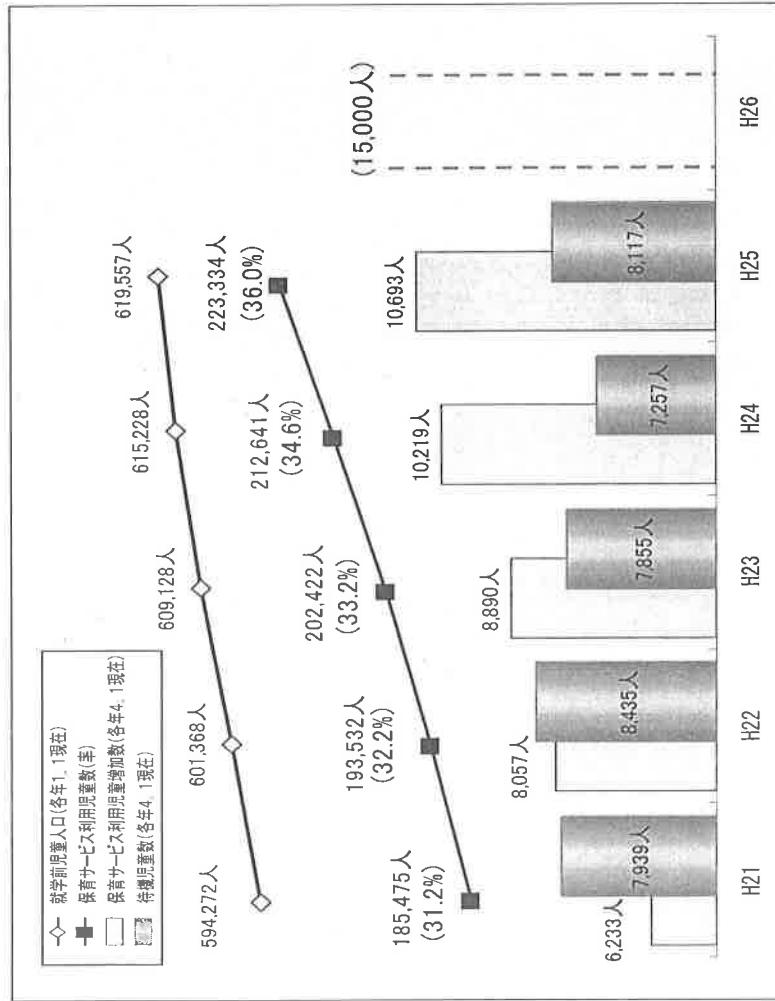
【図表2】年齢別の利用状況(東京都)



# 東京都の保育の状況

資料10

【図表1】保育サービス利用児童数・利用率等の推移



【図表2】保育サービス別利用児童数

区分	利用児童数(人)					合計
	認可保育所	認証保育所	認定こども園	家庭的保育事業	定期利用保育事業	
平成24年	185,263	20,065	2,365	1,866	588	2,494
平成25年	193,150	21,796	2,915	2,027	817	2,629
(構成比)	(86.5%)	(9.8%)	(1.3%)	(0.9%)	(0.4%)	(1.2%)
対前年増	7,887	1,731	550	161	229	135
	212,641人 (34.6%)	223,334人 (36.0%)	10,693人			

【図表3】年齢別待機児童数

	全 国	東京都
低年齢児(0~2歳)	18,656人 (82.0%)	7,211人 (88.8%)
うち0歳児	3,035人 (13.3%)	1,637人 (20.2%)
うち1歳児	15,621人 (68.7%)	3,883人 (47.8%)
うち2歳児	1,691人 (20.8%)	1,691人 (20.8%)
3歳児	4,085人 (18.0%)	752人 (9.3%)
4歳以上児	154人 (1.9%)	154人 (1.9%)
全年齢児合計	22,741人 (100.0%)	8,117人 (100.0%)

【図表4】待機児童の保護者の状況



【延長保育】

\*認可保育所における実施率  
(2時間以上延長(13時間開所) 87% (H23)  
(午後10時まで開所の保育所等 22% (H23))

【夜間保育】

-午後10時まで開所の保育所等 61か所 (H24)

【休日保育】

\*117か所で実施 (H24)

【病児・病後児保育】

-62か所で実施 (H24)

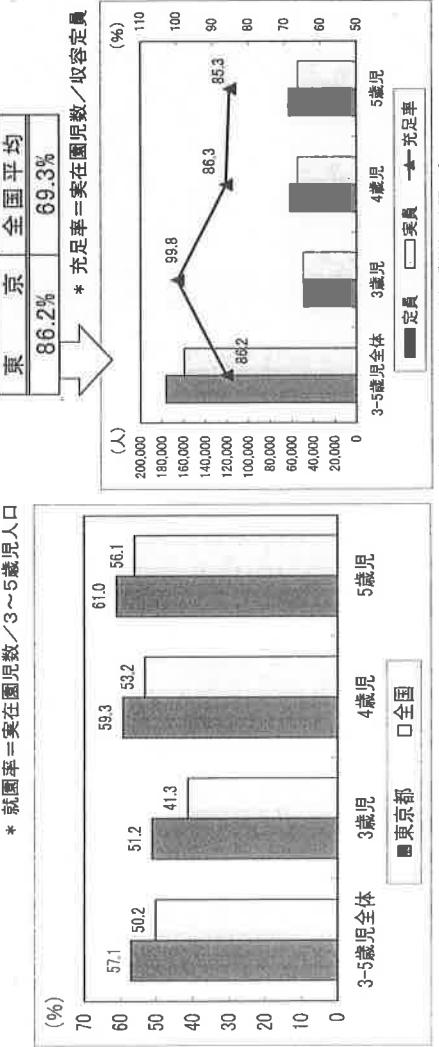
# 東京都の幼児教育

## (幼稚園) の状況

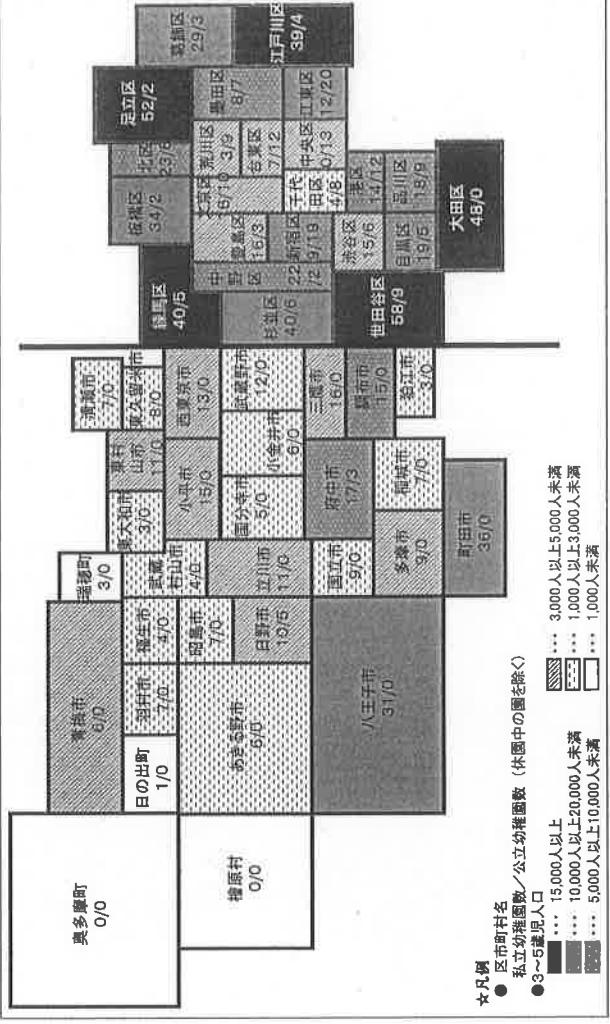
### 資料 11

#### 1. 幼稚園就園状況

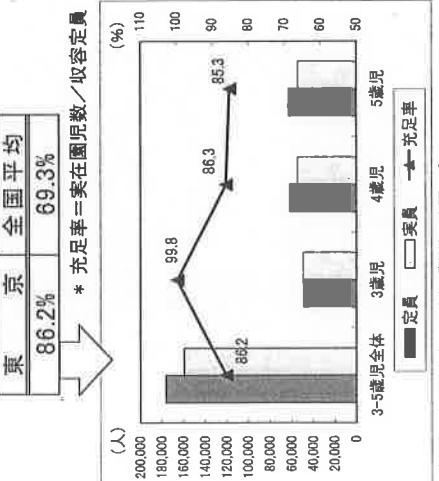
【図表1】年齢別幼稚園就園率(平成24年度)  
\* 就園率＝実在園児数／3～5歳児人口



【図表2】充足率(平成24年度)

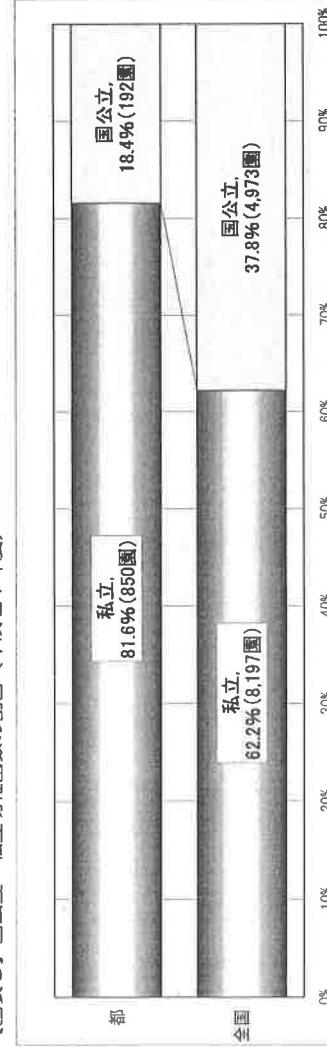


【図表5】3～5歳児人口分布図及び区市町村別幼稚園数



#### 2. 都内幼稚園の特徴

【図表3】国公立・私立幼稚園数の割合(平成24年度)



(出典：文部科学省「幼児教育の現状」、東京都「公立幼稚園関係資料集」)

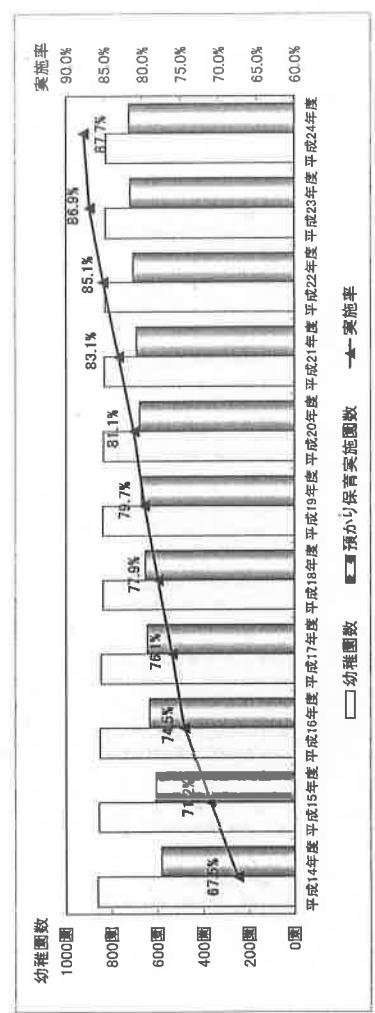
※ 従来、預かり保育は、地域の実情に応じて、個々の幼稚園の判断により実施されていた  
 ○ 平成 9年度 「預かり保育事業補助」を文部科学省が予算措置(都においても補助を開始)  
 ○ 平成 12年度 幼稚園教育要領に、「教育活動の一環」であることが定められる  
 ○ 平成 14年度 「預かり保育事業補助」に加え、都単独事業として、「私立幼稚園預かり推進補助」を開始

(出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(3～5歳児人口)、私学部調査(私立幼稚園数)、教育庁等調査(公立幼稚園数))

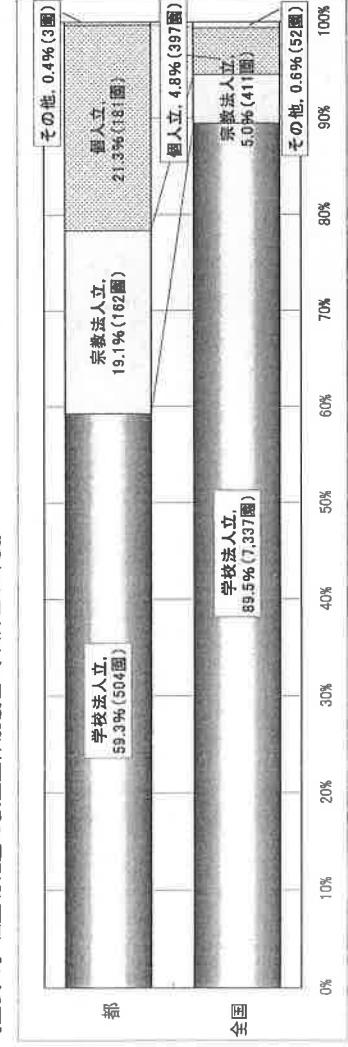
#### 3. 私立幼稚園における子育て支援の取組(預かり保育)

※ 従来、預かり保育は、地域の実情に応じて、個々の幼稚園の判断により実施されていた  
 ○ 平成 9年度 「預かり保育事業補助」を文部科学省が予算措置(都においても補助を開始)  
 ○ 平成 12年度 幼稚園教育要領に、「教育活動の一環」であることが定められる  
 ○ 平成 14年度 「預かり保育事業補助」に加え、都単独事業として、「私立幼稚園預かり推進補助」を開始

【図表6】預かり保育の実施状況

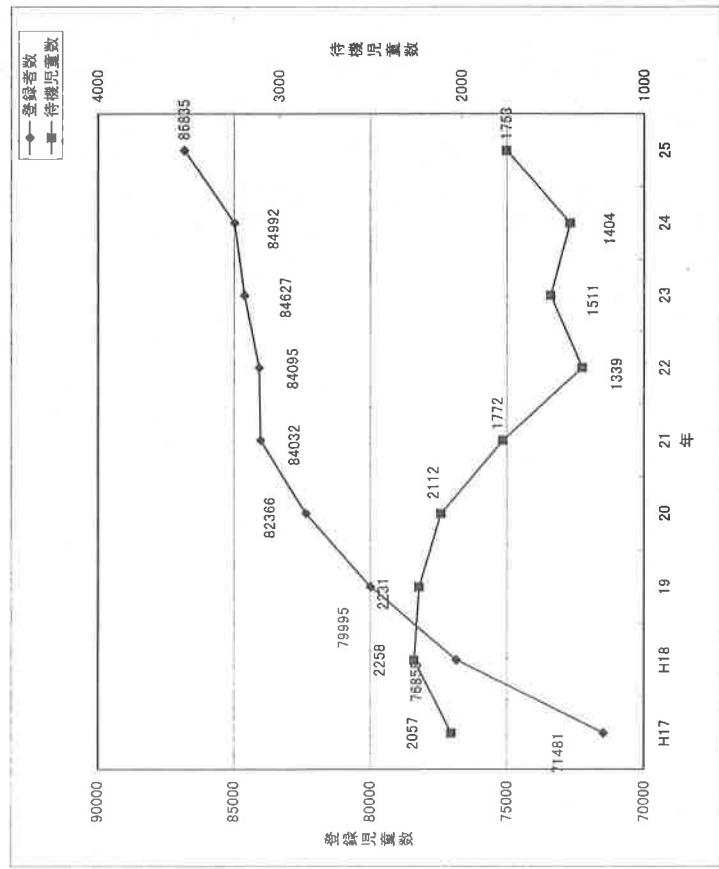


【図表4】私立幼稚園の設置主体別割合(平成24年度)



## 放課後児童クラブ(学童クラブ)の実施状況

【図表1】学童クラブ登録児童数・待機児童数の推移



【図表3】学童クラブ施設数

設置主体別	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	学童クラブ施設数	登録者数	学童クラブ施設数	登録者数	学童クラブ施設数	登録者数	学童クラブ施設数	登録者数
公立公営	1,152	1,701	1,135	1,717	1,114	1,737	1,084	1,084
公立民営	411	453	411	488	411	538	411	538
民間民営	113	113	113	115	113	115	115	115

(注)各年5月現在

【図表4】終了時刻(平日)

終了時刻	か所数	構成比
17:00まで	72	4.1%
17:01～18:00	899	51.8%
18:01～19:00	602	34.7%
19:01以降	164	9.4%
合 計	1,737	100.0%

【図表5】実施場所

実施場所	か所数	構成比
学校の余裕教室	496	28.6%
児童館・児童センター	492	28.3%
学校敷地内専用施設	352	20.3%
公有地専用施設	120	6.9%
公的施設利用	92	5.3%
民家・アパート	47	2.7%
民有地専用施設	40	2.3%
保育所	23	1.3%
団地集会室	20	1.2%
商店街空き店舗	13	0.7%
幼稚園	5	0.3%
その他	37	2.1%
合 计	1,737	100.0%

【参考】放課後子供教室

事業名	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績
放課後子供教室	48区市町 883教室	50区市町 958教室	51区市町 1,009教室	52区市町 1,049教室

(注)利用率は公立小学校児童数に対する学童クラブ登録児童数の割合

【図表2】学童クラブ利用率

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学1～3年の利用率	28.5%	28.9%	29.4%	30.0%
小学1年の利用率	32.8%	33.6%	34.2%	34.9%

## 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

事業名	事業概要	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちばあらちゃん)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	48区市町村	48区市町村	52区市町村	54区市町村
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する。	施設数 688か所	735か所	771か所	798か所
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と家庭の両立や子を持つ全ての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行う(子供の預かり、送迎など)。	提供会員数 47区市町 13,299人	47区市町 13,012人	47区市町 13,446人	47区市町 13,496人
一時預かり事業	家庭において保育を受けたが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、主として施設において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	年間延べ利用児童数 365,638人	375,958人	423,948人	454,285人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の支援を行う(相談支援、育児・家事援助など)。	47区市町	49区市町	50区市町	52区市町
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者が、疾病・怪我など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難になると見なされた場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う(原則として7日以内)。	42区市町	45区市町	47区市町	51区市町

# 特別な支援が必要な子供と家庭

## 1. 児童への相談対応状況

【図表1】 相談対応件数

部			全国			被虐待相談対応件数(再掲)		
児童相談所	区市町村	児童相談所	区市町村	児童相談所	区市町村	総 数	1 度(最悪度)	2 度(中)
平成21年	25,138	33,735	371,800	290,476	3,339	5,510	44,211	56,606
平成22年	24,702	37,302	373,528	311,837	4,450	7,782	56,384	67,232
平成23年	25,021	39,084	385,294	317,871	4,559	7,183	59,919	70,102

## 2. 社会的養護

【図表2】 社会的養護の状況

施設等種別			カ所数	入所児童数	在所数	入所児童数	施設等種別	指定数	定員数
施設系養護 (69.8%)	乳児院		10	440		2	171		
	児童養護施設		62	2,321		18	83	20	876
	自立型ホーム	小計			2,761		254	14	1,272
	合計								
家庭的養護 (30.2%)	児童養護施設(クルーブホーム)		129	774				20	773
	ファミリーホーム		14	71				5	180
	養育家庭		456	352				139	2,267
	合計				1,197			251	2,922
					3,958			8	—

(注) 平成25年3月現在

## 3.ひとり親家庭

【図表3】 ひとり親世帯数(全国・東京都)

全 国			東 京 都		
総 数	母子世帯	父子世帯	総 数	母子世帯	父子世帯
平成17年	84,133	749,048	92,285	74,092	65,693
平成22年	844,661	755,972	88,689	65,814	58,706

出典：総務省「国勢調査」

## 4. 障害児への支援

【図表4】 身体障害者手帳交付者数

障害児 登録児童数 (人)	学年別内訳		
	小学生 1年生	小学生 2年生	小学校 3年生
総 数	471,833	39,159	45,299
18歳未満	23,995	2,029	4,838
18歳以上	447,838	37,130	40,461

(注) 平成24年度未現在

【図表5】 知的障害者「愛の手帳」交付者数

部			全国			総 数	1 度(最悪度)	2 度(中)	3 度(軽度)	4 度(極度)
児童相談所	区市町村	児童相談所	区市町村	児童相談所	区市町村	総 数	(最悪度)	(中)	(軽度)	(極度)
平成21年	25,138	33,735	371,800	290,476	3,339	5,510	44,211	56,606	19,887	33,336
平成22年	24,702	37,302	373,528	311,837	4,450	7,782	56,384	67,232	359	1,099
平成23年	25,021	39,084	385,294	317,871	4,559	7,183	59,919	70,102	240	7,832

(注) 平成24年度未現在

【図表6】 障害児入所施設及び通所施設

施設等種別			指定数	定員数
入所	福祉型障害児入所施設		20	876
	医療型障害児入所施設等		14	1,272
通所	福祉型児童発達支援センター		20	773
	医療型児童発達支援センター		5	180
	児童発達支援事業		139	2,267
	放課後等デイサービス		251	2,922
	保育所等訪問支援		8	—

(注) 平成25年10月現在

【図表7】 障害児保育の実施状況

全保育所設 (カ所)	障害児入所 保育所数 (カ所)	身体障害(人)			知的障害(人)
		6級	5級	4級	
1,800	1,288	(713)	(17)	(3)	(15)
		3,632	102	18	60
			(234)	(199)	(234)
			445	2,315	737
					135
					3,187

(注) 平成23年度実績。括弧( )内は、手帳を所持する児童数(再掲)。

【図表8】 学童クラブにおける障害児の受け入れ状況

障害児 登録児童数 (人)	学年別内訳		
	小学生 1年生	小学生 2年生	小学校 3年生
3,028	727	757	732
(16)	(5)	(3)	(1)
			(7)

(注) 平成25年5月現在。括弧( )内は、登録できなかつた児童数。